

審 査 基 準

平成13年 6月12日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第3条第2項
処 分 の 概 要 : 古物市場主の許可
原権者 (委任先) : 徳島県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法第4条 (許可の基準) 第5条第1項 (許可の手續) 古物営業法施行規則第1条 (許可の申請) 第2条 (古物の区分)
審 査 基 準 : 古物営業法第4条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 50日
申 請 先 : 徳島県公安委員会 (申請書提出先は、古物市場の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は刑事生活安全課)
問 い 合 わ せ 先 : 徳島県警察本部生活安全企画課 (電話 代表088-622-3101) 又は警察署の生活安全課若しくは刑事生活安全課
備 考 :